

# ライズシステム資金貸付規程

## (貸付)

第1条 株式会社シャンプーボーイ(以下、「会社」という。)は、美容学校通信課程の学業が必要な従業員に対し、この規程の定めるところにより、ライズ支援資金を貸し付ける。

## (貸付対象者)

第2条 この規程の貸付対象者は、美容学校通信課程に在学しながら正社員として入社し、引き続き正社員として雇用されている者とする。

## (貸付の条件)

第3条 会社がライズ資金(以下、「貸付金」という。)を貸し付けるのは、次すべてに該当する者とする。

- (1) 美容学校通信課程による学業が必要な方で(株式会社シャンプーボーイにて勤務)できる者
- (2) 学費を支払う資金を必要とする者

## (貸付金申請手続)

第4条 この規程による貸し付けを受けようとする者は、会社が定める所定の様式に貸付金額等必要な事項を記入し、ライズシステムの貸与を受けた事実及び美容学校入学に関する書類を添付して、当該様式とともに会社に提出しなければならない。

- ① 前項の様式が提出されたときは、会社は当該様式を提出した者に対し速やかに貸付の可否及び貸付開始日を決定し通知する。
- ② 前項の通知を受けた者は、会社が定める様式の契約書類を会社に提出しなければならない。

## (貸与金額および貸与限度)

第5条 会社は、前条②の通知を受け同③に定める書類を提出した従業員(以下、「対象社員」という。)に対し、ライズシステム資金として月額10,000円を貸与確定月から5年間を限度に貸与する。

## (貸付金の返済及び返済の免除)

### 第6条

- ① 貸付金を貸与している従業員(以下、「対象社員」という。)が会社を退職するときは、この規程に基づき会社が貸与した貸付金を退職時に一括して返済しなければならない。
- ② 会社は、対象社員が5年間会社に勤務した場合には、貸与した貸付金の返済を免除する。
- ③ 前2項に規定する対象社員が会社に勤務した期間には、原則として休職期間及び育児休業等の休業期間は含まない。

## (貸付金の利息)

### 第7条

- ① この規程による貸付金の無利子とする。

- ② 対象社員は、第6条1項の返済期限が到来したにも関わらず貸付金の返済をしなかったときは、その翌日から完済に至るまで年6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

#### (連帯保証人)

##### 第8条

- ① 対象社員は、この規程による貸付を受けるためには、連帯保証人および保証人をそれぞれ1名ずつ立てなければならない。
- ② 連帯保証人は、貸付金の貸与を受けようとする者が未成年者の場合は、その保護者（親権を有する者または成年後見人）とし、成年者の場合は、原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹またはこれに代わる者とする。
- ③ 保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として対象社員の父母以外の4親等以内の親族とする。

#### (貸付の停止)

##### 第9条

- ① 対象社員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、該当するに至った日の属する月の翌月から貸付金の貸与を停止する。
- (1) 虚偽その他不正な方法により、奨学金の返済資金貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 奨学金の返済をしていないことが明らかになったとき。
- ② 前項に基づき奨学金の返済資金貸付を停止することとなった場合は、会社は速やかに対象社員に通知し、対象社員は通知日までに貸与された貸付金を2ヵ月以内に返済するものとする。

#### (対象社員の義務)

##### 第10条

- ① 対象社員は、貸付金の貸与を受けるにあたり、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 奨学金の返済を滞りなく行うこと。
- (2) 貸付金の支給開始日以降において奨学金を返済していることを証明する書類を会社の指定に従い定期的に、又は会社の求めに応じて会社に提出すること。

#### 付 則

この規則は、平成29年3月26日から実施

